

船舶事故調査報告書

平成26年12月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年3月7日 08時30分ごろ
発生場所	静岡県沼津市千本浜海岸 沼津市所在の沼津港西防波堤灯台から真方位309° 4.2海里付近 （概位 北緯35° 07.4′ 東経138° 47.0′）
事故調査の経過	平成26年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五 ^{だいし} 大師丸、99トン 133171、有限会社カネダイ 43.55m×6.52m×3.30m、鋼 ディーゼル機関、786kW、平成4年3月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成16年3月23日 免状交付年月日 平成20年4月8日 免状有効期間満了日 平成26年3月22日
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、ソナー及び潮流計に破損
事故の経過	<p>本船は、まき網船団の探索船であり、船長及び船頭ほか4人が乗り組み、静岡県南伊豆町石廊崎沖で操業を終え、平成26年3月7日06時40分ごろ運搬船の水揚げを補助するため沼津港に向けて帰途についた。</p> <p>船長は、船長以外の乗組員に休憩をとらせていたので、単独で操船に当たり、椅子に座ってレーダーで見張りを行い、約13ノットの対地速力で自動操舵により沼津市御浜埼北西方沖を北進していたところ、居眠りに陥り、08時30分ごろ衝撃で目を覚まし、本船が千本浜海岸に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、本船の損傷状況を確認し、船頭が僚船及び海上保安庁に連絡した。</p> <p>本船は、僚船の支援により離礁を試みたが離礁できず、船頭がタグ</p>

	<p>ボートを手配し、17時30分ごろ来援したタグボート2隻により引き出され、自力航行して20時10分ごろ静岡県静岡市清水港に入港し、造船所で上架して船底の検査を行った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約1.45m、船尾約3.85mであった。</p> <p>船長は、ふだん、約6時間の睡眠をとっていたが、本事故前日の6日14時00分ごろ沼津市戸田港を出港した後、16時ごろ～17時ごろまで及び本事故当日の05時ごろ～06時ごろまでそれぞれ約1時間の仮眠をとっただけで十分な睡眠がとれず、疲れを感じていたが、当直中に居眠りをするとは思っていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、船橋当直中に眠気を感じたときには、顔を洗って眠気を覚ますようにしていた。</p> <p>船長は、本事故当時、操舵室の窓を閉め、冷房機を運転していた。</p> <p>本船には、居眠り防止装置（船橋航海当直警報装置）がなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、御浜埼北西方沖を北進中、船長が居眠りに陥ったことから、千本浜海岸に向けて航行し、同海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、疲労と睡眠不足から眠気を感じるようになった際、椅子に腰を掛けて船橋当直を続けていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、御浜埼北西方沖を北進中、船長が居眠りに陥ったため、千本浜海岸に向けて航行し、同海岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直中に眠気を感じた場合は、椅子から離れて体を動かしたり、ガムをかんだりして眠気を払うこと。また、眠気を払うことができないときは、休憩中の乗組員を昇橋させて2人当直とするか、船橋当直を交代すること。 ・ 十分な睡眠がとれるような就労体制を組むこと。 ・ 船橋航海当直警報装置の設置が望ましい。